

松のうへになくうぐひすのけふをこそはつねの日とはいふべかりけれ

〔後拾遺和歌集十八〕けふ中の子とはまらすやとて、ともだちのもとなりける人の、松をむすびて

をこせて侍ければよめる、むまのないし

たれをけふまつとはいははんかくばかりわする、中のねたげなるよに

〔空穂物語菊の宴〕かくてきさいの宮賀正月廿七日にいそくるを。子になむつかまつり給ける、

〔空穂物語國讓下〕廿五日正にいでつるをとねはいぬ宮御百日にあたりけり、中右大將、

姫松はをとねのかぎりかぞへつ、ちとせの春はみすとまらなむとてさしいづれば、下

〔續日本紀十五〕天平十五年正月壬子、二十御石原宮樓東北賜饗於百官及有位人等有勅鼓琴任其

彈歌五位已上賜摺衣六位已下祿各有差

〔萬葉集二十〕二年寶字正月三日丙召侍從堅子王臣等令侍於內裏之東屋垣下、即賜玉箏肆宴

于時內相藤原朝臣麻呂奉勅宣諸王卿等隨堪任意作歌并賦詩仍應詔旨各陳心緒作歌賦詩未得人

之賦詩并作歌也

始春乃波都禰乃家布能多麻婆波伎手爾等流可良爾由良久多麻能乎

右一首右中辨大伴宿禰家持作但依大藏政不堪奏之也

〔類聚國史七十三〕平城天皇大同三年正月戊子、六曲宴賜五位已上衣被、庚子八曲宴賜侍臣

衣被

○按ズルニ類聚國史ニ子日曲宴部ヲ立テ、之ヲ其首ニ收メタリ、

〔日本後紀二十二〕弘仁四年正月丙子、二十曲宴後殿命文人賦詩賜祿有差、

〔河海抄十三〕內宴記曰弘仁四年始有內宴唐太宗之舊風也正月一二三日間有子日著件日行之藏

人式清涼記等此日注曰一二三日之間若有子日便用之

子日宴
子日遊